

登録自動車の車検証所有者名義に関するお知らせ

登録自動車の車検証所有者名義に関するお知らせです。

当社は2025年4月1日の新会社「AGHトヨタ札幌株式会社」設立に際して、国土交通省と協議の結果、登録自動車の車検証の所有者登録変更を登録識別情報制度※①を利用して順次取り進めることとなりました。

登録識別情報制度利用開始の2025年2月3日以降、所有権留保や自社リースの登録車は現行Aタイプ車検証※②からBタイプ車検証※③へ変更となります。

2025年1月31日までに発行されたAタイプ車検証の所有者欄は「ネットトヨタ函館株式会社」と記載されています。この車両が車検等により新車検証の交付を受けるとBタイプ車検証が発行されますが、Bタイプ車検証では所有者欄が削除され、車検証左下の備考欄に所有者として「ネットトヨタ函館株式会社」と記載されます。

上記のBタイプ車検証が発行された車両については、電子申請により一括登録申請（移転・変更）を順次行いますが、一括登録申請後の国土交通省のデータファイルは「AGHトヨタ札幌株式会社」へ変更されます。その時点では新たに車検証は発行されません。お手元の車検証左下の備考欄に記載されている所有者情報は「ネットトヨタ函館株式会社」のままご使用いただけます。お客さまの車両のご使用に差し支えございません。その後車検その他の事由で新たに車検証が発行された場合は、備考欄に「AGHトヨタ札幌株式会社」と記載されます。

なお、車検証の電子化により車検証の券面での確認はできませんが、同時に交付される「自動車検査証記録事項」でご確認いただけます。

<お問い合わせ先>

ネットトヨタ函館株式会社（2025年4月1日よりAGHトヨタ札幌株式会社）

営業企画部 業務グループ 0138-46-4300（9:30～18:00）

毎週火曜日 第1・第3月曜 定休日

※① 登録識別情報制度とは

2008年度から運用が開始された国の制度です。

リース自動車など所有者と使用者が異なる車両について、所有者における商号変更、合併などの変更登録申請にあたり、自動車検査証の所有者欄を削除することで、使用者の変更申請を不要とすることができます。

※② Aタイプ車検証とは

自動車検査証に所有者欄と使用者欄が設けられ、所有者欄に記載があるものです。

※③ Bタイプ車検証とは

自動車検査証に所有者欄がなく使用者欄のみ記載され、備考欄に車検証発行時所有者の記載があるものです。

以 上